

Biz Base（ビズベース）コラボ２１事業 実施要領

（趣旨）

第１条 Biz Base（ビズベース）コラボ２１事業（以下「ビズベース事業」という。）の実施に関して、本要領にて必要な事項を定める。

（事業の目的）

第２条 ビズベース事業は、働き方改革のモデルケースとして、サテライトオフィスのテレワーク勤務が可能なレンタルスペースと、様々な分野の人と交流できるコワーキングスペースを併設することにより、ビジネスパーソンや起業家、起業を目指す人が交流し、兼業や副業などさまざまな働き方の実現と新たな事業創出の可能性を探る、多様な活動を支援するために行う。

（利用対象者）

第３条 ビズベース事業の利用対象者は、次に掲げるいずれかに該当する者であること。

- （１）滋賀県内での創業を目指そうとする者（学生も含む）
- （２）新事業創出に取り組んでいる者もしくは取組もうとしている者
- （３）滋賀県内に勤務もしくは居住している者
- （４）滋賀県内で事業を営む者および法人
- （５）滋賀県の産業振興に資する者および法人

２ 前項の規定に関らず、滋賀県暴力団排除条例（平成２３年３月滋賀県条例第１３号）第２条第２号に規定する暴力団員もしくは同条第３号に規定する暴力団員等である者は利用対象者とししない。

（利用者の区分および条件）

第４条 Biz Base コラボ２１事業施設（以下「Biz Base コラボ２１」という。）は会員制の施設とし、利用者を下記のとおり区分する。

１．月額利用者

月額料金にて施設を継続的に利用する者。事業を営む者については１者につき１登録とし、申請者を含めて最大５名までの利用登録を認める。ただし、従業員等に限る。

２．日額利用者

日額料金にて施設を一時的に利用する者。

３．創業プラザ滋賀入居者

１事業者につき申請者を含む５名までの利用登録を認める。ただし、従業員等に限る。

４．同伴者（以下ビジターという。）

月額利用者、日額利用者、および創業プラザ滋賀入居者１者に同伴し、該当利用者とともに一時的に Biz Base コラボ２１を利用する者。

(利用時間)

第5条 原則として、月曜日から金曜日（祝日および年末年始除く）の午前9時から午後5時とする。

- 2 専用郵便受箱を除く付帯設備は、前項の利用時間内に限り使用することができる。
- 3 公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下「プラザ」という。）は、特に必要があると認めるときは、前各項の利用時間を変更し、または臨時に利用できない日を定めることができる。

(利用申請)

第6条 月額利用者および日額利用者として利用を希望する者は、「Biz Base コラボ21事業利用承認申請書」（様式第1号）に必要事項を記載し、プラザへ提出するものとする。

- 2 Biz Base コラボ21事業利用承認申請書を提出した利用希望者は、申請書に基づき、別に実施する審査会までにコミュニティ・マネジャー（以下「CM」という。）と事前面談を行う。ただし、創業プラザ滋賀入居者が入居期間終了後または退去後、引き続き Biz Base コラボ21の利用を希望する場合は、CM との面談の代わりに、インキュベーション・マネジャーによる事業報告書の添付も可とする。

(審査会)

第7条 Biz Base コラボ21の利用希望者から「Biz Base コラボ21事業利用承認申請書」（様式第1号）の提出があった場合、ビズベイス事業利用承認審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該申請について審査を行うものとする。

- 2 審査会の組織および運営に関しての必要事項は、ビズベイス事業利用承認審査会設置要綱で定める。
- 3 審査会からの報告を受け、プラザ理事長が利用者を決定し、「Biz Base コラボ21事業利用承認書」（様式第2号）により通知する。

(誓約書と承諾書の提出)

第8条 審査会の承認を受けた者は、「誓約書」（様式第5号）および「承諾書」（様式第10号）をプラザへ提出するものとする。

(創業プラザ滋賀入居者の利用手続)

第9条 創業プラザ滋賀入居者が Biz Base コラボ21の利用を開始する際には、「承諾書」（様式第10号）および「Biz Base コラボ21事業創業プラザ滋賀入居者開始届」（様式第12号）を提出する。創業プラザ滋賀入居者の従業員を創業プラザ滋賀入居者として登録する場合も、同様とする。

(会員証の発行)

第10条 ビズベイス事業の利用承認を受けた利用者には会員証を発行する。利用者は受付で会員証を提示し、名札を受け取り、当日利用終了時に名札を返却すること。

- 2 追加利用者においても、利用登録者ごとに会員証を発行する。登録利用者の変更がある場合は、その都度届出を行う。
- 3 創業プラザ滋賀入居者にも会員証を発行する。
- 4 ビジターについては会員証の発行は行わない。
- 5 会員証は、利用終了または利用を取り消された場合は利用期限までに返却しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第11条 Biz Base コラボ21の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設または設備を損傷しないこと。
- (2) 他の利用者に危害または迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 店舗（物品の販売、飲食物の提供、サービスの提供など）・倉庫・工場としての利用を行わないこと。
- (4) 指定場所以外でのポスター等の貼付を行わないこと。
- (5) 所定の場所以外において飲食、火気の使用をしないこと。
- (6) 利用の権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。
- (7) 利用の承認を受けていない施設または設備を使用しないこと。
- (8) 銃器、刀剣類または爆発性、発火性を有する危険物の製造、搬入及び保管をしないこと。
- (9) 配水管を腐食させるおそれのある液体を流さないこと。
- (10) その他施設の安全管理、品位の保持または維持管理上支障がある行為をしないこと。
- (11) 建物内で喫煙しないこと。
- (12) その他プラザが指示する事項。

(ビジター)

- 第12条 月額利用者、日額利用者および創業プラザ滋賀入居者1者につき、3名までのビジターの利用を認める。会社の従業員として利用するサテライト利用者は除く。利用前に受付にて利用登録者が申告の上、別表に定める利用料を納付し、名札を受け取ること。当日利用終了時に名札を返却すること。
- 2 月額利用者および創業プラザ滋賀入居者については、ビジター利用料を免除する。

(支援等)

第13条 CMは、必要に応じて登録者の支援を行う。

(利用料等)

- 第14条 利用者は、別表に定める利用料を予め納付しなければならない。
- 2 月額利用料の日割り計算はしないものとする。また、利用料等は返却しない。
 - 3 使用施設の変更により料金差額が発生した場合、不足分は追加で請求し、過剰分は次月

分の料金に充当する。

(付帯設備およびその使用料)

- 第15条 有料の付帯設備として、専用ロッカー、専用郵便受箱およびプリンターを設置する。利用者は別表に定める利用料を予め納付しなければならない。専用ロッカー、専用郵便受箱使用料は月単位とし、日割り計算はしないものとする。
- 2 専用ロッカーの使用は月額利用者に限る。使用開始までに「Biz Base コラボ21事業専用ロッカー使用開始届」(様式第6号)をプラザへ提出すること。「Biz Base コラボ21事業専用ロッカー使用開始届」(様式第6号)は、原則として、使用開始希望月の前月20日までに提出する。
- 3 専用郵便受箱の使用は月額利用者に限る。使用開始までに「Biz Base コラボ21事業専用郵便受箱使用開始届」(様式第8号)をプラザへ提出すること。「Biz Base コラボ21事業専用郵便受箱使用開始届」(様式第8号)は、原則として、使用開始希望月の前月20日までに提出する。
- 4 専用郵便受箱を使用する利用者に限り、Biz Base コラボ21の住所で登記、ホームページに記載をすることができる。
- 5 プラザは、専用ロッカーや専用郵便受箱の不適切な使用が認められる場合、これらの使用許可を取り消すことができる。この場合、納付された使用料等は返却しない。

(延滞利息)

- 第16条 利用料及び付帯設備使用料の納付について、納付期限を過ぎても請求額を完納しないときは、納付期限の翌日から完納の日までの日数に応じ、滞納金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した額を徴収することができる。

(利用変更の手続)

- 第17条 利用申請時の内容に変更が生じた場合は、「Biz Base コラボ21事業届出書」(様式第11号)を提出する。「Biz Base コラボ21事業届出書」(様式第11号)は、原則として、変更希望月の前月20日までに提出する。
- 2 Biz Base コラボ21から創業プラザ滋賀へ使用施設を変更する場合は、「Biz Base コラボ21事業利用終了届出書」(様式第3号)を提出すること。

(利用終了の手続)

- 第18条 ビズベイス事業の利用終了を希望するものは、「Biz Base コラボ21事業利用終了届出書」(様式第3号)を提出する。利用終了が認められた者には、「Biz Base コラボ21事業利用終了承認書」(様式第4号)で通知する。「Biz Base コラボ21事業利用終了届出書」(様式第3号)は、原則として、終了希望月の前月20日までに提出する。
- 2 専用ロッカー使用終了時は、「Biz Base コラボ21事業専用ロッカー使用終了届」(様式第7号)を提出する。「Biz Base コラボ21事業専用ロッカー使用終了届」(様式第7

号)は、原則として、終了希望月の前月20日までに提出する。

- 3 専用郵便受箱使用終了時は、「Biz Base コラボ21事業専用郵便受箱使用終了届」(様式第9号)を提出する。「Biz Base コラボ21事業専用郵便受箱使用終了届」(様式第9号)は、原則として、終了希望月の前月20日までに提出する。
- 4 創業プラザ滋賀入居者の利用終了時には、「Biz Base コラボ21事業創業プラザ滋賀入居者終了届」(様式第13号)を提出する。「Biz Base コラボ21事業創業プラザ滋賀入居者終了届」(様式第13号)は、原則として、終了希望月の前月20日までに提出する。
- 5 月額利用者の「Biz Base コラボ21事業利用終了届出書」(様式第4号)は利用終了日までの提出とする。

(利用承認の取消)

第19条 次の号のいずれかに該当するものに対し、Biz Base コラボ21の利用を取り消すことができる。なお、利用承認を取消した場合も、納付された利用料等の返却はしない。

- (1) Biz Base コラボ21の秩序を乱す、または乱すおそれのある者
- (2) Biz Base コラボ21の施設または設備を損傷するおそれのある者
- (3) その他プラザの指示に従わない者
- (4) 月額利用者においては、利用料を2ヵ月以上滞納した者

(創業プラザ滋賀入居者免除事項)

第20条 創業プラザ滋賀の利用者は、第6条および第14条から第15条まで免除する。ただし、プリンター使用料は除く。

(免責事項)

第21条 Biz Base コラボ21の利用に際し、利用者が被った事故、盗難、トラブル等について、プラザは一切の責任を負わない。

(補 則)

第22条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。

付 則

この要領は令和2年2月25日より施行する。

この要領は令和2年7月8日より施行する。

この要領は令和4年1月1日より施行する。

この要領は令和4年7月1日より施行する。

この要領は令和7年10月1日より施行する。

別表改正 令和7年10月1日

別表

利用料（第4条・第14条）（税込金額）

※月額、日額にあつては、利用の前に納付すること。ただし、月額利用者の場合、日割計算はしないものとする。

区分	利用単位	料金	備考
月額利用者	月額	5,000 円/月	申請者名でポスト・登記利用可。
	利用者の追加	2,500 円/人・月	事業を営む者に限り、4人まで。
日額利用者	日額	800 円/1 日	ポスト・登記利用不可。
創業プラザ滋賀入居者 (従業員含む)	——	——	ポスト・登記利用不可。
ビジター	同伴者に紐づく	月額同伴 無料	会員1者につき3名まで同伴可。 ポスト・登記利用不可。
		入居者同伴 無料	
		日額 800 円/回	

付帯設備使用料（第15条）（税込金額）

専用ロッカー	月 額	5 5 0 円
専用郵便受箱	月 額	1, 1 0 0 円
プリンター	白 黒	片面 1 0 円 両面 2 0 円
	カラー	片面 5 0 円 両面 8 0 円

納付期日 使用するときまでに納付すること

専用ロッカー

専用ロッカーの使用は月額利用者に限る。

専用郵便受箱

専用郵便受箱の使用は月額利用者に限る。

※専用郵便受箱の使用開始届を提出せず、Biz Base コラボ21の住所を事業の所在地として使用することは不可。

コインロッカー

当日使用時のみ無料。なお、当日中に鍵の返却が無かったときは、違約金として翌日以降の開館日1日あたり100円（税込）を徴収する。

利用時間（第5条）

利用時間 平日 9時から17時

利用者の区分（第4条）

月額利用者・創業プラザ滋賀入居者	利用に当たっては「赤色」の紐の名札
日額利用者	「緑色」の紐の名札
その他（視察等）	「青色」の紐の名札

※ビジター利用者については、同伴する登録者の区分に紐づく。